

農林土木委託業務特記仕様書 (Ver. 200801)

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(ウィークリースタンス)

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(履行報告)

- 第5条** 受注者は、履行状況を徳島県ホームページに掲載する様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。なお、提出については、紙または電子メールにより行うこととし、電子メールを活用する場合は、次のとおりとする。
- 2 受注者は、様式18-1と電子メール様式18-2に必要事項を記入した後、電子メールに添付し監督員へ送信する。監督員は記載内容を確認し、電子メール様式18-2に確認年月日と発注者確認欄に氏名を入力した上で、受注者へPDF形式のファイルに変換し返信する。なお、受注者は電子メールで提出した様式を、再度紙媒体で提出する必要はない。

(本業務の特記仕様事項)

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様事項

第1条 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

(1) 現地踏査、現地調査（定点調査）及び試験

施設機能の評価を行うための調査として現地において測定する作業等

※ 詳細は別記－1を参照

(2) 機能診断

対象施設における要求性能の設定及び機能低下状況の確認を行い、現況施設の問題の整理及び対策の必要箇所の設定を行う業務。

各調査結果及び評価に基づき、施設状態を的確に把握・評価を行い、機能保全対策の検討を行う業務

※ 詳細は別記－2を参照

第2条 貸与資料

本業務においては、業務の参考として必要な以下資料を貸与することとしている。

(1) 出来高設計書

(2) 施設台帳

(4) その他参考資料

なお、受注者は、業務完了時に貸与された資料については責任を持って返還しなければならない。

第3条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

(2) 紙媒体 2部

別記－ 1

1－ 1 現地踏査

目視又は簡易な器具により施設の状況を調査、測定し記録する。

作業項目	作業内容
1-1 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査(定点調査)を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。

1－ 2 現地調査(定点調査)及び試験

現地調査(定点調査)及び試験により現況コンクリートの劣化状況を直接測定する。

作業項目	作業内容
1-2-1 近接目視	現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握(ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観測等を含む)するとともに、スケッチを作成する。

別記－ 2

2－ 1 機能診断 (コンクリート構造物)

作業項目	作業内容
2-1-1 業務準備	調査対象施設の周辺地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。
2-1-2 事前調査 2-1-2-1 資料調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。
2-1-10 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。
2-1-13 機能保全 対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせて対策シナリオを複数作成する。
2-1-17 点検 取りまとめ	各作業項目の成果物の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。